

## 平成 30 年 7 月豪雨に関する緊急要望

平成 30 年 7 月豪雨では、西日本を中心に 11 府県で大雨特別警報が発表され、河川の氾濫や土砂災害等により、本県においても尊い人命が失われるとともに、建物、道路、河川、さらに農林水産業等にまで広範囲に被害が生じ、大きな打撃を受けている。

被災地では、酷暑を迎え、被災者が非常に厳しい環境下での生活や復旧作業を強いられていることから、安全・安心な生活の確保のための被災者への支援について、格段の配慮が必要となっている。

広域的に被害が発生した今回の事態に対応するためには、政府の緊急かつ重点的な支援が不可欠である。このため、政府を挙げて下記の取組が実施されることを要望する。

### 記

#### 1 災害廃棄物の処理等

- (1) 膨大な災害廃棄物が発生しているため、被災市町等が実施する災害等廃棄物処理事業について、熊本地震と同様に、半壊家屋の解体費用についても事業の対象とするなど、予算の確保及び早期の採択を行うこと。
- (2) 市町等の廃棄物処理施設自体にも被害が発生していることから、被災市町等が実施する廃棄物処理施設災害復旧事業について、予算の確保及び早期の採択を行うこと。
- (3) 災害に伴って発生した漂流・漂着物や海底の堆積物の回収・処理については、国の費用負担により、緊急に実施すること。

#### 2 災害復旧事業等における採択基準の柔軟な適用や財政支援等

- (1) 原形復旧を目的とした災害復旧事業や、将来の安全性及び防災に資するような改良復旧事業について、査定を待たずに着手した工事が適切に認定されるよう、採択基準の柔軟な適用や緩和など格段の配慮を行うこと。また、被災箇所が膨大な数にのぼることから、災害査定にかかる期間の短縮や事務コスト抑制のため、査定手続きを簡素化し、迅速かつ円滑に採択すること。
- (2) 住民生活の安全・安心の確保を図るため、災害復旧・災害関連事業予算の確保、施設稼働に必要となる造成や地盤改良工事等も復旧工事の対象とする等の補助対象の拡大など、早期復旧に係る積極的な財政支援を行うこと。
- (3) 必要に応じて、国の直轄事業化による早期復旧・改良復旧を講じること。

#### 3 災害救助法における救助範囲の拡大

家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、災害救助法で「救助」として規定されている被災住宅の応急修理、生活必需品や応急仮設住宅の供与などの実施に不可欠であるため、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。

#### 4 被災者生活再建支援法の見直し

(1) 現行制度は、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が存在するなど、不均衡が生じている。

このため、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すとともに、被害認定等において柔軟な運用を行うこと。

(2) 支給対象を「全壊」、「大規模半壊」に限定せず、「半壊」など支援の必要性が高い世帯も対象にすること。

#### 5 農林水産業の事業再開に向けた支援

深刻な被害を受けた農林水産業の生産活動の再開のため、農地や道路・水路の復旧、生産施設・機械の復旧等の支援、生産活動の再開に必要な経費の負担軽減や農業共済金等の早期支払いなど、必要な支援を行うこと。

#### 6 観光産業に対する支援

旅行需要を一日も早く回復させるため、風評被害を防止するための地域の現状に関する正確な情報発信と、誘客のための取組に対する支援を行うこと。

#### 7 国の補正予算の編成

被災者の救援、災害復旧等に多額の経費を要することから、これらに全力で確実に取り組めるよう、国において必要な補正予算を編成すること。

その際には、今回の豪雨災害対策に加え、南海トラフ地震・津波などの今後起こりうる災害への対策を確実に推進出来るよう、将来の安全・安心につながる防災・減災対策についても、幅広く対象とすること。

#### 8 復旧・復興と被災者支援に必要な人材の派遣

職員派遣などに要した経費について、応援団体に負担が生じないよう必要な措置を講じること。

#### 9 住民の早期避難につながる具体的かつ効果的な避難方策の構築

(1) 特別警報等の気象情報と避難情報の関係や住民のとるべき行動・時期を明確にし、「避難勧告等に関するガイドライン」を見直すとともに、早期避難の必要性を含め、住民への一層の周知を図ること。

(2) 気象警報や避難情報に加え、河川水位や土砂災害の危険度等をわかりやすく可視化し、マスメディアを活用して発信するため、Lアラート等による伝達手段を開発・整備すること。

## 10 道路網の通行止め基準の見直しと弾力的な運用及び交通網の早期復旧

- (1) 高速道路における通行止め基準について、弾力的な運用により現場に即した規制及び解除が行われるよう事業者に対して適切に指導すること。
- (2) 高速道路における通行規制の早期解除、鉄道の運行再開の迅速化のために、効率的な点検作業が行える体制の強化などを同様に指導すること。
- (3) 鉄道の運行再開に関する情報発信等のあり方について、国においても検討すること。

## 11 ダム管理体制の再構築

今回の豪雨の際、ダム放流により河川が氾濫したことについて、徹底的に検証すること。また、昨今の豪雨時の状況を踏まえ、事前に水位を下げるなど、ダムの放流基準を見直すほか、流入量と同規模の量を緊急的に放流する「異常洪水時防災操作」を行う際には、住民が確実に避難行動を完了できるよう避難体制と連携したダム管理体制の再構築を図ること。

## 12 ため池に関する総合的な対策

ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、ため池改修に必要な事業予算を確保するとともに、地域住民を含めた管理体制を支援するため池緊急防災体制整備促進事業の拡充を行うなど、財政支援を強化すること。

## 13 土石流・がけ崩れ・地すべりなど土砂災害に関する対策

土石流やがけ崩れ、地すべりなどにより、尊い人命が失われることのないよう、災害発生の高危険性が高い箇所については、各種災害関連緊急事業の早期事業採択などの支援を行うとともに、砂防関係予算を増額すること。

## 14 災害に強い道路・河川・下水道整備

法面对策、道路嵩上げ、幅員狭小箇所の解消などの災害に強い道路づくり、河道拡幅、排水ポンプ整備など災害に強い河川・下水道の整備を強力に進めるため、道路・河川・下水道関係予算を増額すること。

## 15 事前対策の制度化

- (1) 被害を最小限に抑え、災害からの復旧を迅速に行うため、過去の教訓を踏まえた調査研究や、減災と事前復興のシナリオ策定など、事前対策の制度化を図ること。
- (2) 災害情報の一元化を図り、事前対策から復興までを総合的に推進する専門性の高い行政機関「防災庁」を創設すること。

## 16 広域的な大規模災害時における国土のリダンダンシー確保

広域的な大規模災害が発生した際に、救助・救援活動の支援、緊急物資の輸送、復旧活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、国土のミッシングリンクを解消する関西都市圏・日本海国土軸の高速道路網の整備を推進すること。

平成 30 年 8 月

兵庫県知事	井戸 敏三
兵庫県議会議長	松本 隆弘
兵庫県市長会会長	藤原 保幸
兵庫県市議会議長会会長	福本 巧
兵庫県町村会会長	庵途 典章
兵庫県町議会議長会会長	清水 俊博